

# 応援歌

飯田威夫 作詞  
深津泰久 作曲

- 9 -

(2) 本校では服装は、次の型とする。

**学生服** 冬 黒又は濃紺のつめ襟学生服、上下同色。

夏 白のカッター又は白開襟シャツに、黒、濃紺のズボン。

**セーラー服** 冬 黒又は濃紺のセーラー服、白地の襟カバー、スカートは黒又は濃紺、すそから 8 cm に幅 1.5 cm の黒線を 1 本いれる。ネクタイにも同じ幅のリボンを用いる。

夏 白地の半袖に、紺地に幅 1.5 cm の白線 1 本の襟カバー、スカートは冬と同様。

**バッジ** 学生服は左えり、セーラー服は左胸に、学年別色彩のものを付ける。

(3) 気候に応じて夏服、冬服どちらを着用してもよい。

(4) 防寒具は華美なものは慎み、品位あるものとする。

(5) 教科用具、その他身のまわり用品は、すべて質素なものを用いる。

(6) 貴重品の管理にはよく注意する。盗難、紛失の場合は、速やかに担任、または生徒指導部の先生に申し出る。

# 生徒心得

この心得は、明和高校の生徒として、私たちが行つていきたいことからを示したものである。私たちはこの学校の生徒として、団体生活をしているのであるから、学校に正しい秩序をもたせ、生徒としてふさわしい行いをするようにしなければならない。この心得は、このような目標のもとに、生徒としてとるべき態度に一つの標準を示したものである。私たちは、ここに示されたことからを守って、この学校を立派なものにしていきたい。

## 1 あいさつ

私たちは、社会生活を信頼にみちた明るいものとするために、あいさつをかわすのが普通である。外来の方々、先生、保護者の方々に対しては尊敬の意をあらわすのが礼儀である。また生徒間においても互いにあいさつをかわすようにする。

## 2 服装と所持品

どの時代にも人々が社会に占める地位にふさわしい服装がある。生徒は学校生活に適した服装をしなければならない。私たちは、服装、所持品とも質実を旨とし、流行を追ったり、華美に流れたりはしないようしよう。

- (1) 服装・頭髪は実用、清潔を旨とし、不快な感じを与えないようにする。

- 10 -

(7) 必要以上の金銭や、生徒にふさわしくない物品は、所持しない。

(8) 所持品には必ず名前をつける。

## 3 清潔整頓

私たちが愉快に勉強し、運動するためには、学園がじゅうぶんに整つていなければならない。学園の清潔は、私たちの心の緊張のあらわれである。私たちが整然とした楽しい学園の空気を呼吸して高校生活をすごすが、健全な思い出を学園にとどめるかは、この生徒としての義務を果すか果さないかにある。

- (1) 校内の器物をみだりに所定の位置から他に移転しない。また破損しないように注意する。もし誤って破損した場合はその旨を担任の先生に申し出る。

(2) 生徒は、清潔、整頓に努める。

- (3) 各組の安全委員は、掃除用具を充分に管理し、清掃にさしつかえないように注意する。不足したり破損した場合は保健相談部に報告して、補充してもらう。

## 4 課業

私たちは、学園生活を送る上の基本として、課業のために定められた種々の規則を守らなくてはならない。私たち生徒が、考查中に不正行為をしたり、課業の妨害をしたりすることは、最も軽蔑すべきことである。

- 11 -

- 12 -

- (1) 遅刻をした時は、なるべく早く担任に理由を申し出る。
- 早退する時は、事前に担任の許可を得る。
- (2) 欠席する時は、保護者を通して事前に学校に連絡する。
- (3) 欠課その他の理由で室内に居残るものはとくに静粛にし、さわがしいことがあってはならない。
- (4) 授業中静かにすることは勿論、不正行為は絶対にしない。
- (5) 下校時までに校外に出る時は担任に連絡して許可を得る。
- (6) 下校時刻は平日17時とする。以後居残る時は、生徒指導部の許可を得る。ただし、延長は1時間以内とする。休日に登校する時は別途許可を得る。
- (7) 授業開始後、先生が出講されない時は、室長は、ただちにその先生に連絡をとる。なお、不在の時は、ただちに教務に報告して指示をうける。

## 5 風 紀

社会を構成する人々が常に心得ていなければならぬのは秩序である。私たちは社会人として、立派な人格の完成につとめ、健全な中道を歩まなければならない。若人の血潮と情熱とは私たちの誇りであるが、情熱のみちびくままの行動は、危

険をよび、過失を犯しやすい。私たちは充分注意して他の迷惑にならないようにしなければならない。

- (1) お互いに尊敬と協力の気持で学園生活を営む。
- (2) 学校の内外で集会を催そうとする時は、生徒指導部および担任の許可を受ける。
- (3) 揭示板への掲示、書籍、新聞、パンフレットの利用発行または配布、散布する時は、生徒指導部もしくは生徒会の許可を得る。
- (4) 学校内の掲示や放送は、つねに注意して見聞きする。
- (5) どんな場合でも暴力は用いない。
- (6) みだりに金銭の貸借、徴収をしたり、物品を贈答しない。
- (7) その他の正否の判断に迷う場合は、すすんで先生、保護者に相談し、友人の間でも正しく考え合う。

## 6 生徒会活動

私たちは、生徒として学校から委任された権利を充分に行使し、生徒会に関する問題は、議会に提出して、審議したのち学校に提出する。また、部活動は、生徒の課外活動の一つとして、明朗活発に行う。私たちはこれらを充分活用してよりよい学園生活を送ろう。

- (1) すべての生徒は生徒会に属する。

- 14 -

- (2) 全校集会は、全校生徒のただ一つの集会時間であるから充分にこの時間を利用しよう。
- (3) 生徒は、学年、性の区別なく、原則としていずれかの部に入る。
- (4) 本校には、現在次の一覧表にある32の部・同好会がある。

NO.	部活動名	NO.	部活動名
101	英会話	301	図書
102	合唱	302	放送
103	S S H		
104	書道	401	陸上
105	茶華道	403	水泳
106	美術	404	弓道
107	漫画研究	405	トレッキング
108	吹奏楽	406	柔道
109	A C M	407	剣道
110	料理	408	サッカー
111	将棋	409	ラグビー
112	文芸	410	バレーボール
113	写真	411	ハンドボール
114	P M	412	バスケットボール
		413	野球
		414	卓球
		415	バドミントン
		416	硬式庭球
		417	ソフトテニス
100	文化部	200	同好会
300	特別部	400	運動部